

諮 問

鳥取海区漁業調整委員会

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号。以下「規則」という。）第8条第8号に規定する小型いかつり漁業に関し、漁業調整上の観点から、平成26年漁期の県内に住所を有しない者に係る許可の有効期間を1年とすることについて、規則第10条第3項の規定により諮問します。

また、当該許可を行うに当たり、当該漁業の許可取扱方針を別添案のとおり定めることについて、併せて貴委員会の意見を求めます。

平成25年11月18日

鳥取県農林水産部水産振興局長 松澤 以尚



(参考) 根拠規定

鳥取県海面漁業調整規則 抜粋

(漁業の許可)

第 8 条 次に掲げる漁業の方法により漁業を営もうとする者は、漁業法第 65 条第 1 項及び水産資源保護法第 4 条第 1 項の規定に基づき、第 1 号から第 9 号までに掲げる漁業の方法により営む漁業にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業の方法により営む漁業にあつては当該漁業ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、第 14 号に掲げる漁業の方法による漁業にあつては、漁業法第 8 条第 1 項の規定により漁業権の内容たる地びき網漁業を営む権利を有する者が当該権利に係る漁業を営む場合は、この限りでない。

(1)～(7) (略)

(8) 小型いかつり(総トン数 5 トン以上 30 トン未満の船舶を使用するものに限る。以下当該漁業の方法による漁業を「小型いかつり漁業」という。)

(9)～(16) (略)

(漁業の許可の有効期間)

第 10 条 漁業の許可の有効期間は、3 年とする。ただし、第 25 条又は第 26 条第 1 項の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

2 (略)

3 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、鳥取海区漁業調整委員会の意見をきいて、第 1 項の期間より短い期間を定めることができる。

漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針 抜粋

第 3 許可又は起業の認可の対象

県内に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する漁業者又は県が相互に協議した場合において、その決定に基づく者は許可又は起業の認可の対象となることができる。

平成26年鳥取県沖合海域における小型いかつり漁業（総トン数5トン以上30トン未満）許可取扱方針

鳥取県農林水産部水産振興局水産課

鳥取県海面漁業調整規則(昭和40年鳥取県規則第46号)第8条に基づく小型いかつり漁業(以下「小型いかつり漁業」という。)の許可に係る取扱方針を下記のとおり定める。

記

1 適用範囲

この取扱方針は、鳥取県内に住所を有しない者が、漁業法(昭和24年法律第267号)第84条第1項に規定する鳥取県の地先海面(以下「鳥取県沖合」という。)において、小型いかつり漁業の許可を受け、同漁業を営もうとする場合に適用する。

2 許可期間 平成26年1月1日から同年12月31日まで

3 操業区域

(1) 総トン数5トン以上10トン未満の漁船を使用するもの

鳥取県沖合

(2) 総トン数10トン以上30トン未満の漁船を使用するもの

最大高潮時海岸線から27,000メートル以遠の鳥取県沖合

4 操業期間

平成26年1月1日から同年12月31日まで

5 許可の制限又は条件

(1) 共通

ア 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。以下「省令」という。)別表第2いか釣り漁業の項第1号ロからリまでの操業禁止区域内で操業する場合は、18灯を超える集魚灯を装備してはならない。

イ 毎月の漁獲成績を翌月の末日までに漁獲成績報告書(別紙様式1)により、鳥取県知事(以下「知事」という。)に報告しなければならない。

ウ 陸揚港(境漁港、~~米子港~~、~~淀江漁港~~、赤碕港、鳥取港、網代漁港及び田後港)の中の2港以内)以外の地に漁獲物を水揚げしてはならない(兵庫県及び島根県の10トン未満船で陸揚港を指定しない者は、鳥取県内の地に漁獲物を水揚げしてはならない)。ただし、暴風雨その他やむを得ない事由があるときはこの限りでない。

(2) 総トン数5トン以上10トン未満の漁船を使用するもの

ア 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線以東の海域における最大高潮時海岸線から3,500メートル以内及び東伯郡北栄町由良川河口中央から正北の線以西の海域における最大高潮時海岸線から7,000メートル以内で操業する場合は、9灯を超える集魚灯を装備してはならない。

イ 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線と東伯郡北栄町由良川河口中央から正北の線との間の海域における最大高潮時海岸線から7,000メートル以内で操業する場合は、6灯を超える集魚灯を装備してはならない。

(3) 兵庫県及び島根県在住者で総トン数5トン以上10トン未満の漁船を使用するもの以外のもの

省令別表第2いか釣り漁業の項第1号ロからリまでの操業禁止区域内の海域においては、1月1日から2月末日までの間は操業してはならない。

6 許可申請時における添付書類

- (1) 申請理由書
- (2) 漁船法(昭和25年法律第178号)第10条による漁船原簿の謄本
- (3) 操業計画書(別紙様式2)
- (4) 陸揚同意書(ただし、兵庫県及び島根県の10トン未満船で鳥取県内の港へ陸揚げをしない者は不要)
- (5) 所属漁業協同組合長の副申書
- (6) その他知事が必要と認めた書類(代表者選定届、船舶使用承諾書(船舶所有者の印鑑証明書を添付)等)

7 許可対象者

- ~~(1) 平成24年に鳥取県沖合での操業実績及び鳥取県内への陸揚実績を有する者~~
- ~~(2) その他知事が適当と認めた者~~
- あらかじめ定める許可の総隻数内において知事が適当とみとめる者

8 その他

- (1) 漁業秩序の維持を図るため、悪質な違反を行った者に対しては、翌年の許可をしないことがある。
- (2) 当該申請に係る書類は、申請者の住所地を管轄する道府県の知事の意見書を添付して、提出しなければならない。

附 則

この方針は、平成26年漁期の許可に適用する。

平成26年鳥取県沖合における小型いかつり漁業の県外船許可枠(案)

【許可枠(案)を考える上で参考にした事項】

- ・昨年の許可実績
- ・他県からの入漁希望

【許可枠(案)の考え方】

- ・各県割当許可枠＝入漁希望数(年々、操業隻数が減少しており漁場トラブルもないため、許可枠は設定するが、基本的に他県からの入漁希望はすべて受け入れる。)
- ・予備枠の設定(中途希望者などに対応するため、支障のない範囲内で総枠として設定)

(参考)鳥取県小型いかつり漁業協会の意見(11/5 役員会)

- ・県案に異議なし

【県外船に対する許可枠(案)】

道府県	県外船に対する許可										平成25年漁期 鳥取県船 への許可実績	平成25年漁期 鳥取県船 に対する当初許可枠	備考
	平成25年			平成26年									
	入漁 希望	当初 許可枠	使用 予備枠	許可実績			入漁希望			許可枠 (案)			
10トン 以上				10トン 未満	計	10トン 以上	10トン 未満	計					
北海道	48	48	0	28	4	32	40	8	48	48	14	日本海海域 16 道南太平洋海域 10 根室海峡海域 7 総隻数 16	
青森県	30	30	0	29	0	29	30	0	30	30	14	24	
岩手県	2	2	0	2	0	2	3	0	3	3	2	2	
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	許可枠：8隻 陸揚港：秋田港 8 金浦港 1	※当初許可枠を超 える許可が認めら れた。
山形県	2	2	0	2	0	2	2	0	2	2	15	主港：酒田港 21 主港：由良港 1 主港：鼠ヶ関港 1	
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	陸揚港：新潟港 13 陸揚港：柏崎港 4	
富山県	2	2	0	2	0	2	2	0	2	2	0	設定なし	自由漁業
石川県	5	5	0	4	1	5	4	0	4	4	22	22	
福井県	28	28	0	14	14	28	14	14	28	28	8	陸揚港：越前港 9	
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	設定なし	
兵庫県	35	35	0	6	28	34	6	27	33	33	28	設定なし	
島根県	9	9	0	4	5	9	4	5	9	9	28	10トン以上 22隻 ※うち中型いか釣り禁止 ライン内操業禁止2隻 10トン未満 17隻	
山口県	3	3	0	2	1	3	2	1	3	3	24	設定なし	
福岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	設定なし	
佐賀県	5	5	0	2	2	4	1	2	3	3	0	設定なし	自由漁業
長崎県	60	60	0	36	3	39	37	10	47	47	25	設定なし	
熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	設定なし	自由漁業
小計	229	229	0	131	58	189	145	67	212	212	224		
予備枠		10								10			
合計		239								222			

鳥取県小型いかつり漁業操業区域図（県外10トン以上30トン未満船）



